

明代の柴薪銀について

— 徭役と官僚収入の関係 —

伍

躍

【要約】 中国明清時代における徭役制度は、中央と地方の財政を賄うものだけでなく、行政制度と官僚制度に対しても重要な役割を持っていたはずである。徭役制度と行政制度、官僚制度の関係、あるいは行政制度に対する徭役制度の役割の解明は、これらの制度及び相互関係に対する認識を深めうると思われる。明代の柴薪銀は、民衆から徴収される代役銀である。明代の前期と中期においては、中央と地方官僚の収入は極めて少なかった。官僚収入を補助するために、この代役銀は十五世紀の初めから、次第に官僚俸禄システムのなかに組み込まれて、官僚収入の問題をある程度解決するとともに、国家財政収支項目の一つとなったのであった。この変化については、最初は官僚個人の自発的な行為で、以後は政府の承認を承けたものと考えられる。明代政府は、柴薪銀に対する規定も続々整備している。本稿の目的は、これまでの研究成果に基づいて、徭役制度に関わる官僚収入の役割と行政管理を検討することである。

史林 七八巻四号 一九九五年七月

はじめに

これまで中国明清時代の徭役制度についての研究に於いては、多くの成果が得られている^①。これら研究成果を受け入れると同時に、わたくしは、次の現象に注目すべきと考ええる。つまり、これまでの研究中、学者たちの関心はほとんど徭役の編審方法（徭役負担を民衆に割り当てる方法）に集中している。徭役の編審方法はただ徭役制度の一部分であり、これ以外の徭役制度に関するいろいろな問題については、研究の余地がまだ残されている。たとえば、この制度は、中央と地方

の財政を賄うものだけでなく、行政制度と官僚制度に対しても重要な役割も持っていたはずである。しかし、今までの役割はまだ充分に明らかにされていないように思われる。もし徭役制度と行政制度、官僚制度の關係、あるいは行政制度と官僚制度に対する徭役制度の役割を少しでも解明すれば、これらの制度の全体像及び相互關係をより全面的に把握することができると思われる。本稿では、まず第一にこれまでの研究成果にもとづいて、官僚収入に関わる徭役の問題、つまり柴薪銀の問題を取り上げ、徭役制度の視角から官僚収入の行政管理を検討してみることとする。

中国の伝統社会において、政府財政のなかで、官僚俸祿が占める比率は、軍事費用の比率と比べれば、やはりかなり低いものであった。歴代の政府は一定の規定にしたがって、官僚たちに俸祿を支給している。ところで、官僚は政府からもらう俸祿だけで、自分と家族の生活を維持できるか。あるいは、官僚は日常生活と官場のために、どれぐらい収入が必要なのか。これらの問題は言うまでもなく官僚制度史の研究にとって、重要な分野のひとつである。

これまで、中国官僚収入史の研究に関して發表された研究成果はあまり多いとは言えない。そのうえ、そうした研究はほとんどが宋代以後に集中している。例えば、「雍正帝による俸工銀扣捐の停止について」（宮崎市定 一九六三）、「宋代の俸給について」（衣川強 一九七二）、「官僚と俸給」（衣川強 一九七二）等の論文、及び專著『清末一個京官的生活』（張徳昌 一九七〇）が挙げられよう。先学たちは、次のような結論を出している：

- (1) 少なくとも宋代から、官僚たちは、法定の俸祿収入だけで生活を維持することができなかった。
- (2) そうした情況の下で、生活を維持するために、官僚たちは、自分が持つ権力を最大限に用いて、収入の増加を求めた。^②

先学の研究によると、官僚たちが収入の増加を求める方法は、賄賂の収取、土地の拡大、商業活動などであった。そうした方法以外に、次のようなことも行われた。つまり、官僚個人に服する徭役項目の一部分は、折支あるいは通貨のかたちで官僚俸祿収入に付加された。この種の官僚個人に服する徭役項目は、もとより官僚俸祿収入以外の、もうひとつの収

入と考えられるが、この種の徭役労働からの収入は、いったん通貨のかたちになると、徭役夫の労働より更に直接的に官僚収入の不足を補充して、生活をより一層満足させるものとなる。こうした方法は、少なくとも唐代（六一八—九〇七）からすでに採用されていた。^③

さて、問題は明代の場合である。明代でも官僚収入のなかに「柴薪銀」と「馬丁銀」があった。柴薪銀と馬丁銀は、跟随皂隸（柴薪皂隸）と馬夫という徭役項目の担当者から毎年納められる代役銀である。これらの代役銀は、恐らく明代宣徳年間（一四二六—一四三五）より次第に官僚俸祿収入以外のもう一つの現金収入になったと考えられる。ところがこの柴薪銀と馬丁銀については、岩見宏氏により簡単に論及されたもの以外に、専門的な研究は、管見のかぎりこれまでなかったようである。^④

なぜ明の官僚は、俸祿以外の収入を要求したのか。なぜ彼らは跟随皂隸と馬夫から俸祿以外の収入を受け取れたのか。そうした収入は、どのようにして合法的なものになったのか。要するに、明代の中国政府も徭役制度を利用して財政問題の解決をしていたが、行政制度の側面から見れば、どのようにそうした収入を管理したのか。これらは中国官僚制度史の研究中の避けられない課題であると考えられる。このため、これらの問題について本格的に考察する必要がある。以下では、史料に基づいて、明代の跟随皂隸、馬夫に関係する規定を簡単に紹介するとともに、これらの規定を通して、柴薪銀の性質と作用とを検討してみることとしたい。

① 谷口規矩雄「日本における明代徭役制度史の研究」、『中国史学』、三卷（一九九三年一〇月）を参照のこと。

② 中国伝統社会における政府の財政支出のなかで、もっとも多くを占めているのは言うまでもなく軍事あるいは軍隊の費用である。史料によれば、文職官僚の俸祿が占める比率はかなり少ない。明末清初には、中国政府による一年の財政支出は銀四一二七万両であったが、「京師

俸餉」は銀一九〇万両に過ぎず、その比率はわずか四・六%である。

これに対し、「撥解各省鎮兵經費」は一・一五二万両であり、「找撥陝西等處兵餉」は一八〇〇万両であった（『清世祖實錄』卷八四順治十一年六月癸未）。財政問題については、岩井茂樹氏「中國專制國家と財政」、『中世史講座』、六卷（東京、学生社、一九九二年）、同氏「徭役と財政のあいだ——中國税・役制度の歴史的理解にむけて——」、『経済経

嘗論茲、二八卷四号—二九卷三号(一九九四年三月—二月)を参照のこと。官僚収入問題については、宮崎市定氏「雍正帝による俸工銀扣捐の停止について」、『東洋史研究』、一二卷三号(一九六三年一月)、『アジア史論考』下、「朝日新聞社、一九七六年」及び『宮崎市定全集』、一四卷「雍正帝」、(東京、岩波書店、一九九一年)、衣川強氏「宋代の俸給について」、『東方學報』(京都)、四二冊(一九七〇年)、同氏「官僚と俸給」、『東方學報』(京都)、四三冊(一九七一年)。

一 跟随皂隸と馬夫・官僚個人に属する徭役夫

跟随皂隸(銀納化の後には柴薪皂隸と称せられる)は、官僚個人に対して国家より与えられ、官僚の役使に服する徭役夫である。かれらは官僚(ここでは主に文職官僚について論述する)の品級に従って配置されていた。『大明會典』によれば、洪武元年(一三六八)、九品のそれぞれの官僚に対して配置される跟随皂隸の数は、一品官の十五名から、九品官の一名までであった。^①

正統年間(一四三六—一四四九)になると、九品官僚に属する跟随皂隸の数は部分的に改正された。即ち一、二品十二名、三品十名、四品六名、五、六品四名、七、八、九品二名である。そのほか一部の官僚に対し、皇帝は「特恩」を与えていた。例えば、翰林院編修、檢討、六科給事中、中書舍人、監察御史らは「近侍」として、同じレベルの官僚より一名多い跟随皂隸を得ていた。知縣は「親民正官」であるから、「欽與四名」、つまり皇帝からの特別な恩典を受けて、同じレベルの官僚(正七品)より二名多い四名の跟随皂隸を持っていた。これは恐らく、跟随皂隸の配備に関する正式な法律規定であろう。^② 明代地方志のなかには、流外官である典史も一名の跟随皂隸を持ったとする記事がある。^③

規定によれば、永樂年間(一四〇三—一四二四)以後、北京官僚の跟随皂隸は、北直隸、山東、河南、山西から徴発されていた。正統の末頃には、六九五二名がいた。^④ 以後、官僚人数の増加によって、跟随皂隸は続々増加され、成化十六年(一

年)、張徳昌氏「清季一個京官的生活」(香港、中文大學、一九七〇年)を参照のこと。

③ 杜佑『通典』、卷三五、職官一七、俸祿。唐代の官僚俸祿については、横山裕男氏「唐代月俸制の成立について」、『東洋史研究』、二七卷三号(一九六八年二月)を参照のこと。

④ 岩見宏氏「銀差の成立をめぐって」、『史料』、四〇巻五号、一九五七年(同氏著『明代徭役制度の研究』、(京都、同朋舎、一九八六年)。

四八〇)八月の時点では、一一九名を増やした。^⑤その後、成化二十年(二四八四)七月になると、更に二〇七名を増やした。^⑥成化二十三年(二四八七)五月、兵部左侍郎何瑄らの上奏によれば、当時柴薪皂隸は七七〇二名がいた。^⑦また南京官僚の跟随皂隸は、南直隸、浙江等から徴発されていた。地方官僚の跟随皂隸は管轄される府州県から徴発されていた。このように南北直隸、山東、河南、山西、浙江等地の民衆は中央官僚に跟随皂隸を提供するとともに、地方官僚の分も負担していた。宣徳年間(一四二六—一四三五)からは、中央官僚の跟随皂隸の負担者は、「随従皂隸の応当を願わない者は、毎月柴薪銀一兩を辦せよ」という命令に従い、^⑧代役銀を払って実際の労働を免除される場合もあるようになり、遅くとも天順の頃(一四五七—一四六四)にはほぼ一律に銀納制へ移行していた。^⑨地方官僚に所属する跟随皂隸の銀納化については、有力的な史料を今のところまだ持っていない。岩見宏氏は、地方官の跟随皂隸が京官の場合と同様に、宣徳年間より次第に銀納化へ移行して、天順年間にはほとんど銀納化してしまっていたと指摘している。^⑩そのため跟随皂隸は、また柴薪皂隸とも称せられ、かれらが納める代役銀は柴薪銀と称せられていた。

馬夫(馬丁)は、もともと官僚のために馬を養う徭役夫であった。跟随皂隸と違うと言えば、馬夫は布政使以下の各級地方官僚だけに配分されたという点である。馬夫を設置した原因は、民衆の前で地方官の体面あるいは權威を守って、地方行政の運営を円滑にするようにという朱元璋の考えによるものであった。洪武二十四年(一三九一)五月一日、朱元璋は兵部試尚書茹瑄に以下のように命じた。「礼というものは貴賤を区別し、等級の尊威を明らかにすることが、何より一番大切なことである。今、各地にいる布政使按察使は、みなその方面の重要な大臣であり、府縣州の官員は民衆の指導者である。初めに到任する時は、ほとんど馬が無いので、驢に乗って衙門の出入をしていた者もいる。これは民衆に示すべきことではない。(馬に乗るために)他人から金を借り入れたが、そのためにかなりの債務を負担することになり、仕事が出来ない人もいる。これは民衆を管理する体制に完全に違反するであろう。これから官府は、かれらのために馬を買え。布政使按察使にそれぞれ二十疋の馬を配給し、府の官員にその半分(つまり十疋の馬)を配給し、州縣の官員に府の

半分(つまり五疋の馬)を配給せよ。一疋の馬を概ね民戸十戸によって飼わせて、年末になるとその役(馬を飼う)を交代せよ」と。景泰元年(一四五〇)になると、この規定は次のように改正された。すなわち、「馬夫二十丁馬を買い、十丁馬を養い、俱に市民の内より僉充せしむ」と。これによって、二十丁の馬夫は金銭だけを負担していた。このように景泰元年の時点で、馬夫というものはすでに一部銀納化されていたのである。弘治七年(一四九四)、馬夫の關係規定はもう一度改定された。すなわち、中等人戸(人丁三名がある人戸)から十戸を選んで、銀四十兩を出させるのである。明代中期以後の地方志によれば、地方官僚に属する馬夫は、ほとんど官僚一人あたり一名であり、銀納化の場合、官僚一人あたり年四十兩であった。馬夫役の負担者が納める金は馬夫銀と称せられ、それは柴薪銀と同じように官僚の日常収入の一部分になっていた。

この柴薪銀と馬夫銀は官僚にとって収入の重要な一部分であった。その点については第三章に述べることにし、次章ではこれらが政府によって如何に管理されていたかを詳しく見ることにしたい。

① 『正徳』大明會典卷二二五、兵部二〇、武庫清吏司、皂隸。

「洪武初、凡丞相大都督准俸例、儀從十五人、從一品十三人、正從二品九人、三品七人、四品五人、五品四人、六品七品二人、八品九品一人。」

② 『正徳』大明會典、卷二二五、兵部二〇、武庫清吏司、皂隸。

「正統間、定官員隨從皂隸。文職一品、二品十二名、三品十名、四品六名、五品、六品四名、七品至九品二名。内翰林院編修、檢討、六科給事中、中書舍人、監察御史俱近侍、各加一名。知縣係親民正官、欽與四名。」

③ 『萬曆』欽志、卷三、戶賦。

「本縣柴薪皂隸銀壹百捌兩、有閏月派加銀玖兩。縣正堂肆名、捕衙貳名、糧衙貳名、典衙壹名。每名拾貳兩。」

④ 『明憲宗實錄』、卷二九〇、成化二十三年五月丙寅條。

「兵部左侍郎何璟等奏、正統之季、在京職官皂隸、例於山東、河南、山西、北直隸郡縣僉派、共計六千九百五十二名。後以額外新陞都督等官張晟等、增派七百五十名以給之。至是復陞太僕司官楊玘等一百十二員、而前項郡縣歲比凶荒、民力困竭、實難增科。宜令各處巡撫鎮守等官俱於所部僉取、而以所遺留者分給玘等、庶幾民無重擾。從之。」

⑤ 『明憲宗實錄』、卷二〇四、成化十六年六月甲戌條。

「兵部奏、添設皂隸一百一十九名於直隸真定等五府、河南、山東二布政司取撥、以傳奉額外官多故也。」

⑥ 『明憲宗實錄』、卷二五四、成化二十年七月壬寅條。

「增設京班皂隸二百七名、俱於北直隸大名等七府、河南、山東、

山西三布政司取之、以傳奉新陞額外官多、從兵部奏請也。」

⑦ 注④に同じ。

⑧ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「宣德間令、隨從皂隸不願應當者、每名月辦新銀一兩。」

⑨ 陸容『菽園雜記』、卷五。

「國初、諸司皂隸主趨從而已。宣德間、始有納銀免役者。聞宣廟

因楊東里言京官祿薄、遂不之禁、名曰柴薪銀。天順以來、始以官

品隆卑定立名數、每歲銀解部以鉅萬計。予未第時、見京官索皂隸銀、意頗薄之。及仕京乃知不可無也。」

⑩ 前章注④に同じ。

⑪ 『明太祖實錄』、卷二〇八、洪武二十四年五月丁亥朔條。

「上諭兵部試尚書茹瑤曰、禮莫大於別貴賤明等威。今在外布政使按察使皆方面重臣、府縣州官、民之師帥。初到任、多無馬乘、有

二 柴薪銀の管理

恐らく明代の宣德年間から、差役項目中の跟随皂隸、馬夫は銀に換算され、天順年間に正式に官僚収入の一部分になった。この定額外収入を受けることができる資格を有するものは、在任中の官僚、成化十五年(一四七九)以後皇帝の特別な指示を受けた退職官僚であり、成化(一四六五—一四八七)弘治年間(一四八八—一五〇五)には、伝奉官もこの定額外収入を享受した。このため明代中期には、官僚の増加によって柴薪銀と跟随皂隸の支給に憂うべき状態が続くことになった。成化十七年(一四八二)四月丁未、兵部尚書陳鉞は「皂隸には人数の制限が有るにもかかわらず、冗員の人数はますます増えつつある。もし冗員の人数を少しでも減らさなければ、どのようにして民衆の疲憊をよみがえらせることができるだろうか」と上奏した。⑫ ちょうどこの時期から、明政府は柴薪銀関係規定の整備を始めた。以下では『大明會典』を典拠として、

跨驢出入者、非所以示民也。或假借於人、因被侵潤、不能舉職者有之、甚乖治体。其官為市馬、布政使按察使二十疋、府減其半、州縣又減府之半。一馬率十戶銅之、歲終則更其役。」

⑫ 『(正徳)大明會典』、卷二二、戸部七、戸口、賦役。

「馬夫二十疋買馬、十疋養馬、俱於市內僉充。」

⑬ 『(正徳)大明會典』、卷二二、戸部七、戸口、賦役。

「(弘治)七年令、布按二司及各府官馬夫、於所屬州縣各僉中等

三丁人戸十戸、共出銀四十兩、解送掌印官處、分給各官自行買馬餵養。其州縣者、於隔別府分僉充、亦徵銀解送各掌印官、分給買馬餵養。」

⑭ 『(萬曆)欽志』、卷三、戸賦。

「本界各官馬丁銀壹百陸拾兩、不計間。県堂壹名、捕衙壹名、糧衙壹名、典衙壹名。每名各肆拾兩。」

柴薪銀の管理方法を説明してみることにしよう。

(1) 北京官僚の柴薪銀

まず北京官僚の柴薪銀がどのように徴収され管理されていたか、という問題である。以下、各項目に分けて考察する。

a 徴収、解送。

これに関連する規定は、弘治六年（一四九三）に設けられた。北京官僚の需要となる柴薪銀を割り当てられた県級地方衙門は、その銀を集めて、溶かして錠にし（柴薪銀は一般に十二兩を一錠とした）、表面に量と純度を刻印し、紙で包んで、紙の上に銀の数量を書いて、県の印を押し封をした。それから、当該の州県では吏典あるいは陰陽生一名を派遣して、批文を渡した。そして皂隸十名のうちから、殷実な者二名を選び、吏典あるいは陰陽生は、皂隸と一緒にその銀を兵部武庫司に運んだ^④。この批文の具体的な内容はつまびらかではないが、おそらく皂隸を主管する兵部衙門の柴薪銀の徴収、解送に關する公文書であったと思われる。

b 保管、支給。

皂隸はまた、隸兵、儀從と称せられる。恐らく、もともとは官僚の人身安全を保護する任務もあったためであろう。したがって、皂隸の管理は当然のことながら兵部によって行われた。兵部武庫司は、兵部のなかで中央政府各衙門の直堂、跟随皂隸を具体的に管理する衙門である。もっとも、武庫司はただ柴薪銀の保管と支給に対してのみ責任を負っていた。各衙門の柴薪銀を得られる官僚の人数、柴薪銀の額、受領の時間などについては、恐らく吏部驗封清吏司の管轄下の截替科によって管理されていた。『皇明吏部志』の記録によれば、截替科の職掌は、官吏俸給、添革吏役、吏典罰班、額設皂隸などを司ることであった。繆全吉氏は、この仕事は胥吏たちによって行われていたと指摘している^④。

吏部の規定と關係指令に従って、武庫司は中央官僚に柴薪銀を交付していた。弘治十一年（一四九八）には次の規定が設

けられた。即ち、兵部武庫司は行移によって各衙門に通知し、当該衙門はこの知らせを受けて、関係官吏を派遣し、書類を持って兵部武庫司に入り柴薪銀を受け取り、それから各官僚に柴薪銀を分送する。^⑤その他、新規と転出の官僚の柴薪銀に関する規定も作られている。転出官僚の柴薪銀については、離任までの時間を計算して、その間の分の柴薪銀を交付し、残りの部分を兵部に返却する。「新規、または」転入官僚の柴薪銀については、本衙門にいる在任日数を調べて、その日数に当たる柴薪銀を交付する。出張中の官僚は品級によって、近くの地方衙門の「缺官柴薪馬丁齋夫銀兩」から出張期間中の柴薪銀を受け取る。この「缺官柴薪馬丁齋夫銀兩」が不足している場合には、地方衙門の「贓罰銀兩」を用いて補給する。出張官僚は北京に戻ってから、再び兵部から柴薪銀を受け取る。つまり、出張期間の柴薪銀は、出張の日数によって、地方衙門から受領するわけである。^⑦

中央政府官僚の一年間の柴薪銀額は、もし柴薪皂隸一名あたり十二兩の標準をもって計算するなら、正徳九年（一五一四）の時点での五六二五名皂隸は、銀七一、五五六兩に当たる。また、年一兩の閏月銀を含めて、実際の額は八万兩前後であった。規定によれば、兵部で保管される柴薪銀が十萬兩を越えれば、兵部は許可を申請して、十萬兩を越える部分を太僕寺に一時保管させる。太僕寺の本職は養馬事務の管理に過ぎないが、一部分の柴薪銀の臨時保管にも責任を負ったのであろう。^⑧この他に、各地で缺官から生じた柴薪銀の余剰は必ず兵部に届け、そこで保存し、兵部によって統一的使用されなければならなかった。弘治十八年（一四八二）の規定には、「凡そ在京在外の各衙門の缺官皂隸銀兩については、年末になって全面的に計算してから兵部に解送し、さらに都察院の關係部門に知らせよ。例えば、浙江、河南、山東、山西、陝西、南北直隸は一年に一回、福建、湖廣、江西は二年に一回、雲貴、四川、兩廣は三年に一回解送せよ。兵部は調べて、もし一千兩を越えれば、それを太僕寺に送って保管し、各項目の奏請および支出にそなえよ。京班皂隸を徵発すべき州縣に水旱災害があれば、巡撫、巡按官員は勘察し、実情を兵部に報告せよ。兵部は文書を出して、その地方の徵発を免除せよ。その州縣に負担される柴薪銀の數目に従って、前の「缺官皂隸銀兩」から銀兩を取り戻して、関係官僚に分給せよ。」

とある。つまり、各地から兵部に納められた余剰の柴薪銀両については、このいわゆる缺官柴薪銀が一千両を越えれば、越える部分の銀も太僕寺に納められ、一時管理される。兵部と太僕寺の業務関係については、まだ充分に明らかではない。

c 監察。

柴薪銀は官僚収入に係わるものであるから、明朝政府は、下述のように各衙門に対して年末に帳簿を作らせ報告させた以外に、さらに監査措置も設けていた。例えば、弘治十五年（一五〇二）の規定では、柴薪銀を納めるのに、もし定められた期限に違反すれば、まず批文を持つ解送者を送問し、責任がある官吏も巡按衙門に提問させるとある。また隆慶六年（一五七二）には、柴薪銀を運ぶ者は、北京に到着した直後に、巡視科道官に到着届を提出しなければならないという規定が作られている。これは恐らく、柴薪銀を納める期日の正誤を検査するためであろう。

d 会計審査など。

嘉靖三十三年（一五五四）、各衙門は兵部から受け取る柴薪銀と官僚に交付する柴薪銀の数を帳簿に詳しく記入して、年末にその中の「青冊」を兵部に提出することになった。万曆九年（一五八一）にはさらに一歩進んだ規定が作られ、每四半期の末に各衙門は柴薪銀を受け取る時に、領状一枚、帳簿一冊を用意して、京營科道に報告してから、兵部にそれを提出することになった。その領状に本衙門の柴薪銀総量を記入して、帳簿に各官僚の柴薪銀あるいは柴薪銀の数を詳しく開列するのである。さらに同じ万曆九年、各衙門の柴薪銀と柴薪皂隸の管理官僚は新旧交代する時に、残りの柴薪銀を調べて同じような帳簿四冊を作り、その中に旧管、新収、開除、実在四項目の数を記入することになった。これはいわゆる「四柱式」の帳簿である。新旧の主管官員はそれぞれ一冊を保管する以外に、残りの二冊は、一冊を兵部に、もう一冊を巡視衙門に提出するのであった。

e 主管司科。

史料の記録から、兵部武庫司以外にも、中央各衙門のなかに本衙門に所属する皂隸、または柴薪銀を管理する司科があ

つたことが伺える。つまり史料中に、「各衙門總管皂隸司分」や「各衙門管皂隸司分」といった記載が見られるからである。^⑤しかし史料上の制約から、当面確かなのは、洪武末の刑部についてのみである。『諸司職掌』のなかに「凡そ本衙門の皂隸と司獄司看監獄卒は山東部によって管理される。各部は所属の皂隸の総額を本部に報告して、内に跟官皂隸幾名、聽差幾名、直廳幾名、本部直堂幾名、跟官幾名を必ず別々にして、名簿を作成せよ。もし交代があれば、本部は新しい皂隸を受け取って、年籍、郷貫、住所の供状を確認した上で、関係衙門に配置せよ。労役が終わった皂隸については、主事廳に命じて批文を出させ、応天府に送って、証明書をわたして、家を安寧にさせよ」という記載がある。^⑥この史料から、刑部本部および刑部所属各衙門の皂隸は、山東部（山東清吏司）の司門科に管理されていたことが知れる。しかしながら、資料が充分ではないため、この問題についてこれ以上言及することは難しい。

(2) 地方官僚の柴薪銀

次に地方各衙門の官僚の場合である。

弘治十二年（一四九〇）に設けられた規定は次のようなものである。布政司、また府州県官僚の柴薪、馬夫銀は一定の比率に従って、所属する人戸に割り当てる。徴収してから、馬夫銀は四十兩一錠、柴薪銀は十二兩一錠に溶煉され、府に届け納められた。それから、布政司などの省レベル衙門の分は、さらに布政司に通じて、按察司等衙門の官僚に交付されていた。^⑦例えば、嘉靖年間（一五二一—一五六〇）、浙江杭州府海寧県は布政司、按察司、都指揮使司、鹽運司の柴薪皂隸十五名分、つまり柴薪銀一八〇兩を負担していた。^⑧萬曆年間（一五七三—一六一九）、海寧縣が負担していた布政司、都指揮使司、都指揮使司、織造府、鹽運司の柴薪皂隸は十七名分、つまり柴薪銀二〇四兩であった。^⑨府の分については、府に所属する各州県から徴収していた。例えば、嘉靖四十五年（一五六〇）、徽州府に附屬する六県のうち、歙縣、休寧、婺源三縣は本府各官僚の柴薪銀二七六兩を負担していたし、馬丁銀三二〇兩はすべて歙縣から徴発されていた。^⑩ま

た万曆末年、徽州府の九名官員の二八八兩柴薪銀は、歙縣、休寧、婺源、祁門四縣が負担していた。^②すなわち、府の各官僚の柴薪銀が知府によって同知らの官僚に交付されていた。このように地方官の柴薪銀が中央から交付されるのではなく、現地で直接徴収されているのである。

州県官僚の柴薪、馬夫銀については、省、府官僚の柴薪、馬夫銀と一緒に徴収され、府に届け納められた。そのあと、州県官僚は知府衙門から自分の柴薪、馬夫銀を受け取るようになっていた。^③しかし実際の状況は、州県官僚が民衆から直接に徴収したのであった。少なくとも陝西省の場合では、県の官僚の柴薪銀は徴収以後に県で保管され、四半期ごとに各官僚に交付されていた。王廷相が陝西巡按御史を勤めたとき、次のような報告をおこなっている。すなわちある県は、「馬夫濟夫銀」は府の衙門、または布政司まで解送され、そして府あるいは布政司から受領されているのではかなり不便なので、柴薪銀の例に従って、馬夫等銀も県下の各官僚に直接に交付するように申請してきた。ところが、陝西布政司は一県なら問題はないが、一省の八府で全面的に実行するのは適切ではないという理由をもって、この要求を拒否した。しかし王廷相は、布政司による拒否の説明は不充分と考え、もう一度論議して、明確に報告しよう命じた。^④

ここまでは、論述内容を制度と規定に集中してきたが、なにより、これらの規定は主に弘治年間以後に制定されたということを考慮すると、明朝政府はおそらく、洪熙、宣徳年間に「柴薪銀」という方法を黙認した後、関係管理制度の整備を不断に続けていたものと考えられる。しかし実際の状況、とくに明代中期以後の状況は、往々にしてこれらの規定の枠を越えるものである。ここで紹介した王廷相の報告は、そのことを示唆している。

一般的に考えれば、柴薪銀は銀で徴収され、銀で支給されることは疑いの余地がない。しかし、少なくとも明代中期の北方地区では、常に錢で支給されていた。例えば、天順年間、何淡は山東濱州知州を勤めたときに、自分の「皂隸馬夫折薪錢」をもって、地方事務を運営していた。^⑤濱州は山東北部沿海地方であり、天順年間には、銀の獲得がかなり難しかったと想像される。したがって、官僚の柴薪銀は錢で交付されたとしても当然であろう。繆全吉氏はかつて、この「折薪

「錢」を胥吏からの不法収入と見なしたが、この「折薪錢」は錢で支給される柴薪、馬夫銀であると考えられる。史料によれば、この収入は胥吏からもらったものではないことが理解できるからである。

① 『明史』、卷一五七、楊鼎傳。

「鼎居戶部、持廉、然性頗拘滯。十五年秋、給事御史劾鼎非經國才。鼎再疏求去、賜勅馳驛歸、命有司月給米二石、歲給役四人、終其身。大臣致仕有給賜、自鼎始也。」

② 『明憲宗實錄』、卷二二四、成化十七年四月丁未條。

「隸役之籍有限而冗員之進無窮、若不量加裁省、何以少蘇疲困。」

③ 『萬曆』大明會典、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「弘治」六年題准、……若係各官名下跟隨皂隸辦柴價銀兩、總收在官、煎銷成錠、上鑿銀數成色、用紙包裹、再寫銀數、用本州縣印信封記。差吏典或陰陽生一人、轉給批文。每皂隸十名內選用殷實皂隸二名、一同管送、赴部交割。」

④ 總全吉『明代胥吏』(臺北、中國人事行政月刊社、一九六九年)、五六頁。

⑤ 『(正德)大明會典』、卷二二五、兵部二〇、武庫清吏司、皂隸。

「弘治十一年令、各處解到柴價銀、本部收貯、該司(兵部武庫司)行移應得皂隸衙門知會。各該衙門差人齎文赴司關領、分送各官。」

⑥ 『(正德)大明會典』、卷二二五、兵部二〇、武庫清吏司、皂隸。

「弘治十一年令、……其改陸事故等項、各該衙門即日查算除任內應得外、悉扣還官。其續任補缺俱以到任之日為始、補與應得之數。」

⑦ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「嘉靖三十三年題准、凡有差出官員帶家小住劄行事者、查照各官

應得柴薪、就於附近衙門扣除缺官柴薪馬丁齋夫銀兩。有餘照舊解還本部。缺少以本處贖罰銀兩補給。如遇回京、截日任支、仍於兵部關領。」

⑧ 『(萬曆)大明會典』、卷一六七、兵部四〇、皂隸。

「正德九年題准、在京大小衙門官員柴薪直堂把門看倉等項皂隸七千五百六名、每年額派河南、山東、山西布政司並北直隸保定等府徵解、除分派各衙門外、該剩柴薪皂隸三百九十七名、直堂等項皂隸四十五名。自正德二年為始、將前項多餘皂隸、柴薪仍留六十年、直堂等仍留十七名、以備各衙門取用。其餘多餘之數、各照地方額解名數、量為減免。河南……實派柴薪一千四百五十名、……山東……實派柴薪一千二百七十六名、……山西……實派柴薪四百一十一名、……北直隸……實派柴薪二千四百八十八名。」

⑨ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「萬曆九年題准、一(柴薪)銀兩積至十萬兩以上、本部題請劄送太僕寺寄庫。」

⑩ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「弘治十八年、令凡在京在外各衙門缺官皂隸銀兩、年終通查解部、仍行都察院該道知會。如浙江、河南、山東、山西、陝西、南北直隸一年一解；福建、湖廣、江西二年一解；雲貴、四川、兩廣三年一解。兵部查够一千兩以上、俱送太僕寺寄庫、以備各項奏請支用。及遇有該京班皂隸州縣十分旱澇、已經撫按勘實奏報兵部行文免驗、照數於前項銀兩取回分給。」

⑪ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「弘治十五年令、……如有違限、先將齋批人役送問、耽誤官吏、**黜**行巡按衙門提問。」

⑫ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「隆慶六年題准、各處解銀人役、俱要先赴巡視科道官掛號。」

⑬ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「嘉靖三十三年題准、……年終通將各官支給過銀兩並解部各數目、備細造冊奏繳、青冊送部查考。」

⑭ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「万曆九年題准、各衙門關支柴直、各具領狀一張、冊一本、先赴京營科道掛號、後投本部。其領狀總具銀數、冊內備開某官柴直幾名、該司附卷備查。一各官柴直銀兩、每季終造冊關支。

……一管理柴直官員新舊交代、將見在銀數兌換明白、造冊一様四本、備開舊管、新取、開除、實在數目。除彼此各取一本外、一本呈堂、一本送巡視衙門備查。」

⑮ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「弘治六年題准、……通送各衙門總管皂隸司分、……」及び「嘉靖元年題准、……該司通行各衙門管皂隸司分、……」。

⑯ 『諸司職掌』、刑部、司問科。

「凡本衙門皂隸并司獄司看監獄卒、山東部(山東清吏司)掌行。各部將一應皂隸開稱本部皂隸若干名、內根(根)官幾名、聽差幾名、直廳幾名、本部直堂幾名、根(根)官幾名、務要明立文案。有遇更替、本部將新窺皂隸取訖、年籍、鄉貫、住址供狀分給明白、發下該部收役。將得替皂隸令主事聽出批、送應天府給引導家。」

⑰ 『(萬曆)大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「弘治十二年題准、……係布政司去處將布按二司等衙門、保直隸去處將本府並所屬州縣等衙門大小官員合得皂隸、馬夫共該銀若干兩、著落該屬州縣酌人戶多寡、分派徵完。係馬夫者、每官一員、將銀傾作四十兩一錠。係皂隸者、每名傾作十二兩一錠、俱解本府交收。該上司者著人解布政司、分送按察司等衙門。該本府者、本府給散該所屬州縣。或別衙門者、行文各衙門、差人俱印信領狀、領回給散。」

⑱ 『(嘉靖)海寧縣志』、卷二、田賦志。

⑲ 『(萬曆)杭州府志』、卷三一、征役。

⑳ 『(嘉靖)徽州府志』、卷八、食貨、歲役。

㉑ 『(泰昌)徽州府賦役全書』、本府支給。

㉒ 注⑱に同じ。

㉓ 王廷相『王廷相集』、「浚川駁稿集」卷下。

「一為疏淺見以裕屬官、省簡書以禪時宜事。布政司呈批、看得該縣申稱、馬夫濟夫銀兩、差人解送司府。又行領取、道路往返不便、要行照依柴薪銀兩、俱收在庫、按季領用。該司謔稱、止行該縣一處則可、行八府未宜。不知所以未宜情節何如。駁回、再議未宜緣由、明白呈來。批呈繳。」

㉔ 焦竑『國朝獻徵錄』、卷一〇三、黃佐「貴州布政司左參議何公溪傳」。

「天順丁丑(元年)進士、除山東濱州。……得皂隸馬夫折新錢、悉移公務。」

㉕ 繆全吉『明代胥吏』、二二三頁。

三 官僚と柴薪銀

柴薪皂隸、馬夫などは、官僚たちに労役を提供する徭役夫であるというものだけではなく、官僚たちの実際の収入とも直接関係していた。特に民衆を直接管理しない中央官僚にとって、柴薪銀の重要性はいっそう高かった。宣徳年間、楊士奇は「中央官僚の俸給は極めて薄いが、かれらの奴僕、馬および薪芻は皂隸によって解決されていた。官僚は皂隸に半額の金を出させて、労役を免除する。皂隸は帰耕でき、官僚は資費を得る。中央の官僚はみんなこのようにしている。臣も同じである」と明確に述べている。^①他方、跟随皂隸については数額の制限があり、応役者あるいは柴薪銀は北京に到着するまで時間がかかった。つまり、「そもそも皂隸には定数がある。もし多く得れば、あるいは早く得れば、いずれも利益を望むことができる」とある。^②実は、明代初年から、一部の官僚は皂隸を得るために、しばしば責任者と口論し、はては誣告で責任者を殺したこともあった。洪武十九年（一三八六）ころ、禮部司務吳奎は皂隸を求めたことで、「徒罪」の刑罰を受けた。^③洪武末年、解縉は朱元璋の恩寵で中書庶吉士を務めていた。洪武二十二—二十四年（一三八九—一三九二）の間のある年、かれは兵部に入って非常に傲慢な態度で皂隸を求めた。兵部尚書沈潛はこのことを皇帝に報告したところ、朱元璋は、解縉はつまらぬ事で勝手なことをするのかと怒り、かれを御史に転任させるよう命じた。^④永樂七年（一四〇九）、御史袁綱らは兵部に入り、皂隸を強く要求したが、兵部主事李貞はかれらの要求を即座に満足するすべがなかった。そのため、袁綱らは、無実の収賄の罪をもって李貞を誣告した。その結果、李貞は殺されてしまった。^⑤正統七年（一四七二）から南京兵部武庫司主事を務めた沈琮は、当時の官僚の中になだ尚書魏驥、都御史軒輅二人を除いて、みんな皂隸を強く要求すると指摘している。^⑥天順年間、陸容は、京官を皂隸銀を求めるときをしばしば目撃している。^⑦

第一章に述べたように、明代の中期には官僚の人数が増えたので、柴薪皂隸の数もそれに応じて増大した。当時、徭役編審権を持つ地方官僚は、規定に違反して上等人戸を選んでかれらに柴薪皂隸と馬夫を担当させ、あるいは定員を越えて、

より多く人戸を徵発していた。それはいずれも違法行為である。かれらは、そうすることで、応役者が柴薪と馬夫銀を安定的に提供してくれることを期待していたのである。均徭法を創立したばかりの時、夏時は江西布政司左參議として、臨江府に至って、当地の糧戸を用いて、布政司と按察司の隸兵を編審した。臨江府を管理する江西右參政朱得は、夏時がしきりに上等糧戸を隸兵として用いているが、それは毎年続けて使用できるとの考えによるのだと上奏している。^⑧成化十四年（一四七八）八月二十五日、兵部尚書余子俊らは、「調べたところによると、浙江等の十三布政司、並に南北直隸、司、府、州、縣官員のなかに貪婪の徒がある。定額以外の皂隸を徵発する者、柴薪銀を倍にして要求する者、人丁の多い上等人戸に馬夫をさせる者、月錢を納めさせる者もある」と上奏している。^⑨成化十七年（一四八二）十月初六日、兵部尚書陳鉞らは、「四川布政司、按察司と各府、州、縣を調査したところ、官員に属する馬夫、皂隸には定額がある。布政司、按察司と各府の衙門で働く直廳皂隸、弓兵、禁子、門子の定数はともにあつて、なお査考もあつた。しかし各州縣は直接に民衆を管理するので、勝手に労役を徵発している。今のところ、占用される役夫は、一つの衙門に五十、七十名もおり、百数十名を上回るものもある。それから、長史司、審理所、紀善所、僧道、陰陽、醫學等の衙門にも弓兵、門子等の役夫が配置されている」と上奏している。^⑩明朝の中央政府はこうした違法行為に対し、しばしば禁止の命令を出していたが、それにもかかわらず、実際の状況はあまり変わらなかった。

官僚の収入と衙門徭役夫徵発の安定を確かなものとするために、以上の方法と同時に、「貼戸」あるいは「朋充」という方法も使われていた。「貼戸」は明代の徭役負担方法の一つである。徭役は、多くの場合、一戸ではなく、二戸あるいは三戸によって担当されていた。正戸は実際の役に服するのに対し、貼戸らは通常役に服せず、所屬の正戸に錢、物を提供して、いわゆる経済的な援助をすることになっていたのである。「朋充」も明代の徭役負担方法の一つである。つまり、一つの役を数人によって担当させ、負担を分担させていたのである。この二つの方法とも、徭役夫あるいは柴薪銀の提供を安定するために、定額を越えて、担当者の人数をできるだけ拡大しようとした手段であつた、と考えられる。もしこの

ような「貼戸」と「朋充」のケースも含めて考えれば、定員以上に徴発するというこの方法の影響は、もっと広がっていたと思われる。例えば、明代中期の徐恪は、参政の柴薪皂隸と馬夫の数を例として、次のように指摘している。「参政一名は皂隸十名、馬夫十戸を持っている。その皂隸一名あたりには必ず人丁三十、四十名の必要があり、馬夫一戸あたりには必ず人丁三名の必要がある。全部を計れば、四百、五百丁を下らないであろう。それらはみんな豊かな家庭から徴発されている」とある^⑩。

なぜこのように官僚たちは柴薪銀などに飽くなき追求を行わなければならなかったのか。なぜ中央官僚は柴薪銀に対し、そんなに関心を持っていたのだろうか。なぜ地方官僚は自ら握る権力を利用して、定員内の柴薪皂隸あるいは柴薪銀を確保するとともに、より多い収入を求めたのか。それには柴薪銀や馬夫銀などが、官僚収入のなかにどの程度の割合を占めていたかを見てみる必要がある。すなわち柴薪銀の問題は、明代官僚俸祿収入の側面から考察されるべきであろう。明代の官僚俸祿は、本色と折色に分けられていた。本色のなかで、月米は一年十二石であり、本色のその他の部分(折絹米、折銀米)と折色(折布俸と折鈔俸)は名義上、銀、絹、鈔などに換算され支給されたが、^⑪実際上は変化が比較的大きく、場所あるいは時代によっては、蘇木、胡椒または押収された服などによって支給されたこともあった。永樂年間から、実質価値が低下し続ける寶鈔をもって官僚の俸祿を支給する他に、海外から輸入する蘇木、胡椒をもって、官僚俸祿を支給していた。『雙槐歲鈔』には、「永樂年間、北京の建設のため、毎年北京官僚の俸祿を定めていた。春夏には鈔に、秋冬には蘇木、胡椒にかえて、京官俸祿の一部を支給する。それは折支と呼ばれる。五品以上の官僚の俸祿の七割は折支されるもので、五品以下の官僚の俸祿の六割は折支されるものである。その内の三割もしくは四割が米である」とある。^⑫この政策は、少なくとも成化七年になってもまだ続いていた。^⑬丘濬は「朝廷は毎年番禺から献納される胡椒、蘇木をもって、米と金のかわりに、京師の官僚に俸祿を支給している。そうすれば、中国の民衆に迷惑をかけずに、外国の援助を得られる。これは国を豊かにする方法の一つであろう」と述べている。^⑭この政策は一時的に政府の財政問題をある程度まで解決したが、し

かし、この時代では商品経済の未発達故、蘇木、胡椒、服など折支による支給品は減価のために官僚の収入の減少をもたらしていた上、通貨の獲得には何の保証もなかった。官僚俸祿のうち、自由に使える通貨の収入は、常に不安定な状態にあった。

ある官僚は死んだあと、お金がないために、埋葬さえできないこともあった。^⑥ 正統六年（一四四二）二月戊辰、巡按山東監察御史曹泰は俸祿の少なさに対し、次のように上奏した。今、在外の文臣は故郷を離れて、遠いところに務めて、家族も連れて一緒に暮らしている。俸祿については、多くもらえる人は一カ月あたり三石だが、普通は一カ月一、二石に過ぎない。且つ、折支のことも多い。一任九年のあいだ、上司に奉仕する費用、家族生活の費用、交通の費用、友人往來の費用、および退官後の生活費用などは、今の俸祿だけでは絶対に補足できず、それゆえ、汚職をする者は多くなった、と。そのためかれは、官僚俸祿を適切に増加すべきであると建議したが、しかし行在戸部は官僚俸祿が「定制」であるから、改正できないと主張し、曹氏の建議を退けたのであった。^⑦ 陸容は最初、京官は皂隸銀を追い求めることに、心中大變不満であった。しかし、自分が京官になると、このような柴薪銀収入が京官にとって非常に重要なものであることを理解するようになった。^⑧

このように俸祿の低さに加え、折支される支給は官僚の事実上の収入のさらなる減少をもたらしたのである。したがって、明前期では柴薪銀が官僚の俸祿の過度の低さを補うにあたり一定の役割を果たしていた。ほかに、洪熙、宣徳年間には、吏治の問題は、後代と比べてそれほど悪くはなかった。この時期、官僚の各種収入の財源も、明代中期以後の情況（例えば海瑞の言う「常例」）ほど多くはなかった。^⑨ この時代の官僚たちは生活を維持するために、ただ任意に驅使できる皂隸からのみ、官俸以外の収入を獲得することができたのである。まさに、楊士奇の言うように「奴僕、馬及び薪芻は皂隸によって、解決されていた」のであった。

これらの点については、既に顧炎武や岩見宏氏によっても指摘されている。顧炎武は、今日の汚職の風習が人心のなか

に固まって禁止できない原因について、俸給が少なく、家庭生活も支えられないからであると指摘している。そのうえ、この薄い俸禄はほとんど折支、つまり米、麦を代わりに、布、絹、鈔などを俸禄として、官僚に支給されていた。この折支の方法は官僚収入を更に減少することになった。^③ 岩見宏氏は「銀差の成立をめぐって」と題する論文のなかで、銀納化が何よりもまず官僚の俸給の補填として生じていることに注意しなければならずと指摘している。^④

ちなみに、『(万曆)大明會典』に記載される俸禄制度によれば、官僚俸禄収入のうち銀に換算される部分(折絹米、折銀米、折布俸)を柴薪銀と比べれば、柴薪銀が官僚の実際収入の銀の部分に占めた割合を引き出すことができる(表1)^⑤。この統計から、柴薪銀は、九品十八級の全レベルの官僚について、その規定とおりの銀の収入の少なくとも四割を占めていたことがわかる。これは年代が明確には分からないが、恐らく明代後期のものであろう。しかし、後期においてもこのように柴薪銀の銀収入を占める割合はかなり高いものであった。明代前期と中期においては、銀の獲得は後期ほど容易ではなかった。他方、労役の折銀は一般の民衆にとって、必ずしも負担軽減と言えず、かえって銀を手に入れるために苦しまなければならなかったである。そのため、折銀俸禄収入の不安定状態が長時間にわたって続いていた。もし、こうした折銀俸禄収入の不安定さを含めて考えるならば、明代前期と中期においては、表1に見える後期の制度以上に柴薪

(表1) 明代官僚の銀収入

	折銀俸 (両)	柴薪銀 (両)	銀収入総額 (両)	柴薪銀の比率 (%)
正一品	215.512	144.000	359.512	40.054
従一品	183.844	144.000	327.844	43.923
正二品	152.176	144.000	296.176	48.620
従二品	120.508	144.000	264.508	54.441
正三品	88.840	120.000	208.840	57.460
従三品	66.916	120.000	186.916	64.200
正四品	62.044	72.000	134.044	53.714
従四品	54.736	72.000	126.736	56.811
正五品	42.556	48.000	90.556	53.006
従五品	37.684	48.000	85.684	56.020
正六品	35.460	48.000	83.460	57.513
従六品	29.084	48.000	77.084	62.270
正七品	27.490	24.000	51.490	46.611
従七品	25.896	24.000	49.896	48.100
正八品	24.302	24.000	48.302	49.687
従八品	22.708	24.000	46.708	51.383
正九品	21.114	24.000	45.114	53.200
従九品	19.520	24.000	43.520	55.147

銀の収入は官僚たちにとって相当確実で、安定した銀の収入源であったと考えられる。特に民衆を直接に管理しない中央官僚にとって、柴薪銀は非常に重要な収入である。だからこそ、懸命に柴薪銀を追い求めることになったのである。

明代後期になると、さまざまな原因によって、官僚の収入源は多様化の趨勢を見せるにいたる。例えば、万曆年間に中央官僚は、内閣大学士、六部尚書から中書舍人、行人まで、ほとんど在外の官僚から金を受け取っていた。仲良しのもものは四十兩をもらった^②。在外の官僚から中央官僚への贈り物は、最初の頃は「書帕」、つまり本とハンカチであったが、万曆年間になると、銀に変わったのである^③。一方、地方官僚はさまざまな名目のもとに、違法の収入を増加させていた。表2は、すでに嘉靖年間に常例となった浙江省淳安县知県の俸給収入である（表2）。

ここで見られるように、地方官僚の収入に占める柴薪銀の比重は、かえって減少することになった。とは言え、地方志など史料中に関連のある記載を見いだせることから、明代中期以後になっても、柴薪、馬夫

(表2) 淳安县知県常例

名 稱	標 準	數量(兩)	備 注
夏絹銀		160	太府如數, 受否在人
夏綵絹		八疋	太府如數, 受否在人
秋糧長銀		20	
農桑樣絹		四疋	太府如數, 受否在人
折色糧銀		4	
清軍匠銀	一兩/里	80	
農桑絹銀		10	
審里甲丁田銀	一兩/里	80	
鹽糧長銀		10	
直日里長天字下程	一副/里	八十副	
直日里長白米	五斗或一石/里		八十里皆然
審均徭銀	一兩/里	80	
造黃冊銀	一兩/里	80	
經過鹽糧銀	一錢/一百引	90	太府如數, 受否在人
住賣鹽銀	一錢/一百引	70	
催甲糧	一兩/里	80	
樣漆		一百斤	太府如數, 受否在人
俸米銀	每石折銀一兩	45	
柴薪銀	每一兩收銀二兩	96	
馬丁銀	每一兩收銀二兩	80	
家伙銀	每一兩收銀二兩	30	
出外直日里長供應並店錢人情紗緞			
起送農民罰紙貳刀銀	五錢/人		
收各項錢糧銀	五兩/一百兩		

銀は依然として、正式の俸祿収入以外の一種の合法収入であったと考えられるのである。むしろ柴薪、馬夫銀を、当時の人は唯一の合法なものと考えていた。例えば海瑞が、「柴薪、馬丁以外のものは、自分の利ではない。それはちょうど外から来た男が、妻妾の夫ではないようなものである」と指摘しているほどである。^②

しかし、明代中期以後、徴収と運輸の情況によって、柴薪、馬夫銀の支給がなかなか順調に進まなくなった。例えば、北京に到着する跟随皂隸の人数、あるいは柴薪銀の数量は少ないので、規定どおりの支給はほぼ不可能な状態になってしまった。先に陸容は、天順年間に京官が皂隸銀を求めるときをしばしば目撃していたと述べている。^③弘治十五年、明政府は、一年間に納められる柴薪銀を当年の分として官僚に支給することを試行して、次のように命じた。第一…ある州県から徴発される皂隸は必ず既定の衙門に与えるというこれまでの規定を廃止し、代わりに、皂隸は兵部に到着する順番に従って、関係衙門に分配する。第二…半年ごとに支給する皂隸、あるいは柴薪銀の最高限は、一、二品の高級官僚に対し六名、四品官には三名とする。第三…支給の時、三品以上の官僚にまず三名を与えて、四品の官僚にまず二名、九品以上の官僚にまず一名、訳字らの官僚にまず〇・五名を与える。^④しかし、この方法では、もしある一年の中央に集まる柴薪銀がたまたま少ないという事態が発生すれば、対応するのができなかった。すなわち翌弘治十六年（一五〇三）には、このような規定とおりの支給ができなかったのである。これを解決するために、その年には特別に以前に北京に届けてきた柴薪銀を借用して、不足分を補助すると決定している。^⑤

① 『明史』、卷一五八、顧佐傳。

〔楊士奇〕對曰、中朝官俸薄、僕馬薪芻資之繇。遣隸半使出資免役、隸得婦耕、官得資費。中朝官皆然、臣亦然。』

② 葉盛『水東日記』、卷六、魏野兩公清操。

〔廣州知府沈琮嘗為兵部武庫司主事。武庫司典皂隸、凡諸司多屬意焉。蓋皂隸有定數、得之多或得之早、皆可觀利耳。一日告予

曰、惟利亦可以觀人、琮司皂者久、其不以動心而十人擾法者得兩公焉、尚書魏公驥、都御史野公輓是已。』

③ 朱元璋『大誥三編』、進士監生不悛第二。

〔吳奎任禮部司務、為爭皂隸奏對不實、戴徒罪還職。』

④ 『明史』、卷一四七、解縮傳。

〔解〕縮嘗入兵部索皂隸、語謾。尚書沈潛以聞。帝曰、縮以冗

散自恣耶。命改為御史。」

⑤ 『明史』、卷三〇八、姦臣傳・陳英。

「帝北巡、皇太子監國。(陳)英言兵部主事李貞受皂隸葉轉等四人金、請下貞獄。無何、貞妻擊登聞鼓訴冤。皇太子命六部大臣廷鞠之。自辰至午。貞等不至、惟葉轉至、訊之、云貞不承、不勝拷掠死、三皂隸皆皆死三日矣。貞實未嘗受金。先是、袁綱、覃珩兩御史至兵部索皂隸、貞猝無以應。兩御史銜之、與此獄。」

⑥ 前掲注②に同じ、それ以外、焦竑『國朝獻徵錄』、卷一〇〇、葉盛「孝行知府沈君墓表」。

⑦ 一章注⑥に同じ。

⑧ 『明英宗實錄』、卷一三六、正統十年十二月乙巳條。

「(夏)時為參議、行部至臨江府、編本府糧戶為布按二司隸兵。掌府事江西右參政朱得奏、時多以上等糧戶為隸兵、意在逐年取用、未免民害。」

均徭法については、山根幸夫氏『明代徭役制度の展開』(東京、東京女子大學學會、一九六六年)と岩見宏氏『均徭法・九等法と均徭事例』(同氏著『明代徭役制度の研究』、京都、同朋舎、一九八六年)を参照、又拙稿『明代中葉差役改革試論』(『文獻』、一九八六年二号、一九八六年五月)を参照のこと。

⑨ 『皇明條法事類纂』上卷、卷七、禁約在外有司多僉皂隸馬夫。

「訪得浙江等十三布政司並南北直隸司府州縣官員中間有等貪婪之徒、有將皂隸額外多設者、有將柴薪銀加倍多要者、有將馬夫占使上戸丁多者、有令辦納月錢者。」

⑩ 『皇明條法事類纂』上卷、卷七、禁約濫僉門子等役。

「照得四川布按二司各府州縣、除官員名下馬夫、皂隸俱有定額、其各衙門直折(應)皂隸、弓兵、禁子、門子俱定額、在二司并各府尚有查考外、各州縣因是親民、任意泛濫。今該占役、一衙門五

七十名者有之、百餘名之上。及長史司、審理所、紀善所、僧道、陰陽、醫學等衙門亦有弓兵、門子等役。」

⑪ 陳子龍等『皇明經世文編』、卷八一、徐恪「修政弭災疏」。

「額設馬夫、皂隸之外、又有使用門子等項。且如參政一員、皂隸十名、每名必得三四十丁、馬夫十丁、每戶必得三丁。通前計之下四五百丁、俱於殷實過得之家僉充。」

⑫ 『萬曆』大明會典、卷三九、戸部二六、隸祿二、俸給。

「凡官員俸給、有本色、有折色。本色三、日月米、每月一石、日折絹米、歲兩月、日折銀米、歲十月、後定絹一疋、折銀七錢。折色二、曰本色鈔、曰絹布折鈔。後又分上下半年之例、上半年支本色鈔、下半年以胡椒蘇木折鈔關支。後又以絹布折支、每俸一石該鈔二十貫、每鈔二百貫折布一疋。後又定布一疋折銀三錢。其本色鈔、不敷或將贓罰廣盈等庫附餘綾絹布衣物等件折支。」

⑬ 黃瑜『雙槐歲鈔』、卷九、京官折俸。

「永樂間、營建北京、乃定每歲京官之俸、春夏折鈔、秋冬則蘇木、胡椒。五品以上折支十之七、以下則十之六、其十之三若四、米也。」

⑭ 『明憲宗實錄』、卷九七、成化七年十月丁丑條。

「戸部請以布一疋准折文武官員俸糧二十石。舊例、兩京文武官員折色俸糧、上半年給鈔、下半年給蘇木胡椒。至是、戸部尚書楊鼎奏、京庫椒木不足、甲字庫多積綿布、以時值估計之、闕白布一疋、可准鈔二百貫。請以布折米、仍視折鈔例、每十貫一石。」

⑮ 丘濬『大學衍義補』、卷二五、市糴之令。

「朝廷每歲恒以番禺所貢椒木折支京官常俸、夫然不擾中國之民而得外邦之助、是亦足國用之一端也。」

⑯ 『明史』、卷一五八、段民傳。

「(宣德)九年二月卒於官、年五十九。貧不能殮、都御史吳訥稅

以衣衾。帝聞、命有司營葬。」

①⑦ 『明英宗實錄』、卷七六、正統六年二月戊辰條。

「巡按山西監察御史曹泰奏、臣聞之『書』曰、凡厥正人、既窶方殺。夫衣食缺於家、雖嚴父慈母不能制其子。凍餒切於身、雖巢由夷齊不能固其節。今在外諸司文臣、去家遠任、妻子隨行、祿厚者月給米不過三石、薄者一石、二石而已。其所折鈔、急不得濟。九載之間、仰事俯育之資、道路往來之費、親故問遺之需、滿罷閑居之用、其祿不賙、則不免移其所守、此其所以陷於罪者多也。乞敕廷臣會議、量為增益、俾足養廉。其仍貪汚冒法者、置之重典、則貪風息矣。上命行在戶部詳議以聞。尚書劉中敷等言官員俸祿已有定制、難以增益。從之。」

①⑧ 一章注⑨に同じ。

①⑨ 『海瑞集』(北京、中華書局、一九六二年)、上、興革條例。

②⑩ 顧炎武『日知錄集釋』、卷一一、俸祿。

「今日貪取之風、所以膠固于人心而不可去者、以俸給之薄而無以贍其家也。……蓋國初民間所納官糧、皆米麥也、或折以鈔布。百官所受俸、亦米也、或折以鈔。其後鈔不行而代以銀、於是糧之重者愈重、而俸之輕者愈輕、其弊在於以鈔折米、以布折鈔、以銀折布、而世莫究其源流也。」

②⑪ 「はじめに」注④に同じ。

②⑫ 『萬曆』大明會典』、卷三九、戶部二六、慶祿二、俸給、卷一五

七、兵部四〇、皂隸。

②⑬ 楊士奇『玉堂書記』、卷四。

「京官之不能廢交際、其勢然也、神廟年間、為外官者一遣人入京、自閣部以至中行、凡屬相識皆有之、即至厚不過肆十金。京官

受之必答以二帛或四帛、書劄往返、儀物俱備、真盛世之容也。近時嚴禁交際、其吏何曾禁得。但禁其閑冷者耳。津要之地、日益加多、詭祕方端、乃所謂賄賂、非交際也。禁交際而變為賄賂、識者有世道之憂矣。」

又、この史料を筆者にたいして示してくださった三重大大学の井上進氏に深く感謝する。

②⑭ 顧炎武『日知錄集釋』、卷一八、「監本二十一史」。

「陸文裕公金臺紀聞曰、……(原注)昔時入覲之官、其餽遺一書一帋而已、謂之書帋。自万曆以後、改用白金。」

②⑮ 『海瑞集』、上、興革條例。

②⑯ 『海瑞集』、上、興革條例。

「俸柴馬丁之外、非己之利猶外至之男、非妻妾之夫也。」

②⑰ 一章注⑨に同じ。

②⑱ 『正徳』大明會典』、卷一二五、兵部二〇、武庫清吏司、皂隸。

「(弘治)十五年令、……凡解到皂隸、不必拘定某州縣派撥某衙門、但從本部將各衙門擬定次序、皂隸以到部之日為序。三品以上官歲該皂隸十名十二名者、俱先撥三名。四品官該六名者、先撥二名。九品以上官該二名三名四名者、俱先撥一名。譯字等官該一名者、俱先撥半名。各照次序、周而復始。大率一品二品官、歲該二十名者、不許撥過六名。四品官該六名者、上半年以裏、不許過三名。餘官倣此。」

②⑲ 『萬曆』大明會典』、卷一五七、兵部四〇、皂隸。

「(弘治)十六年題准、凡各項皂隸解到數少、不鈔輪撥、將上年撥到皂隸借撥補贖。」

四 むすびにかえて

行論の過程で明らかになったように、少なくとも明代中期、柴薪銀などは官僚俸祿の補填から、その収入の重要な部分に変わっていた。明朝中央政府は、官僚俸祿の不足を充分に認識していたはずである。しかしながら、明代の俸祿制度は、洪武二十五年（一三九二）に朱元璋によって定められたものであり、時代や社会環境にどんな変化があろうとも、わずかな増加でも許さない「定制」であった^①。官僚たちは生活維持のために、自ら自由に支配できる跟随皂隸に手をつけ、そこから俸祿以外の収入をを獲得していた。洪熙、宣徳年間に、明朝中央政府は、跟随皂隸の銀納による代役を黙認することで、即ち徭役に由来する柴薪銀を通じて、ある程度まで過度に低い官僚俸祿の問題を解決していた。その後、天順年間には柴薪銀の銀納化が定着された。弘治年間から万暦年間に至るまで、明朝政府は関係の規則を不断に整備していった。このようにして、柴薪銀、馬夫銀などは、官僚俸祿システムのなかに組み込まれてゆき、恐らく天順年間から國家財政收支における項目のひとつとなったのであった。

役の方法で財政の問題を解決するのは、伝統社会における中国政府の重要政策のひとつである。宋代の地方行政制度について、宮崎市定氏は「人民の差役は、実は地方財政を農民地主が役という形で賄ってきたものなのである」と指摘している^②。明代の徭役制度も、もちろんこのような性格を持っていた。明代においては、一般民衆は徭役制度を通じて、府州県の地方政府および地方官僚に対し、労働あるいは代役銀も提供していた。柴薪銀の成立はこのような事例のひとつである。こうした方法は、實際上、役を通じて地方財政を支えた上で、省と中央の財政も支えるものであると考えられる。明代中期以後、いくつかの地方の均徭銀のなかにも更に「公費銀」などが含まれていることもまた、この種の状況を説明しているのである。

明代の中央官僚俸祿管理は、戸部、兵部という二つの衙門によって行われていたと考えられる。跟随皂隸はもともと兵

部に管理されるものであり、柴薪銀も相変わらず兵部に管理されていた。言葉を換えて言えば、宣徳年間という明代中期以後、官僚収入のルートには、もともとあった戸部ルート以外にも、兵部によって管理されるルートが自然に形成されていたのである。当時の人は、この二つの俸祿ルートについて、すでに認識していた。陸容は兵部武庫司主事を務めた時に、かつて柴薪銀と呼んでいたものを「折俸」と改称しようと建議した。しかし上奏文を書く前に、かれは、柴薪銀と折俸はそれぞれ兵部と戸部によって管理されることを思い起し、結局、上奏を断念した^③。

最後に、明代の柴薪銀政策が、清代初年の中央官俸制度に対しても影響も与えていたことに付言しておく。清代初年の内外漢人文官の俸祿制度は、明代の規定を基本的に継承したものであった。『康熙』大清會典』によれば、順治元年（一六四四）に、「漢文武官員

の俸給と柴直銀兩の支給は、すべて戸部によって行え」と命じている^④。順治四年（一六四七）より、在外文職官僚に対しては、柴薪銀が支給されていた（表3）^⑤。このことから、柴薪銀は清代初年においても、なお俸祿以外の合法収入と認められていたことが知れる。しかしながら、管理権は兵部から戸部に移動している。つまり、明代と比べて、官僚収入の管理権は

（表3） 清順治十三年以前滿漢官俸俸祿

	滿員俸銀 (兩)	滿員祿米 (斛)	漢員俸銀 (兩)	漢員歲米 (石)	漢員柴薪銀 (兩)
正一品*	180.000	180.000	215.512	12.000	144.000
從一品	180.000	180.000	183.844	12.000	144.000
正二品	155.000	155.000	152.176	12.000	144.000
從二品	155.000	155.000	120.508	12.000	144.000
正三品	130.000	130.000	88.840	12.000	120.000
從三品	130.000	130.000	66.916	12.000	120.000
正四品	105.000	105.000	62.044	12.000	72.000
從四品	105.000	105.000	48.764	12.000	72.000
正五品	80.000	80.000	42.556	12.000	48.000
從五品	80.000	80.000	37.684	12.000	48.000
正六品	60.000	60.000	35.460	12.000	48.000
從六品	60.000	60.000	29.084	12.000	48.000
正七品	45.000	45.000	27.490	12.000	36.000
從七品	45.000	45.000	25.896	12.000	36.000
正八品	40.000	40.000	24.302	12.000	24.000
從八品	40.000	40.000	22.708	12.000	24.000
正九品	33.114	33.114	21.114	12.000	12.000
從九品	31.520	31.520	19.520	12.000	12.000
未入流	31.250	31.250			

原註：大學士加宮保者，加柴薪銀二十四兩。

一本化されたわけである。この後、この制度は順治十三年（一六五六）まで存続したのであった。

以上述べたように、徭役制度は民衆の労働力あるいは代役銀（明代においては、柴薪銀はこの代役銀の一つである）の形式で中央と地方の官僚収入を賄っている。このため、官僚収入に対する行政管理は徴発される労働力と徴収される代役銀を管理するものも含んでいる。これらによって、徭役と行政管理の相互関係は非常に密接なことが分かる。ところで、官僚収入に関わる徭役と行政管理の相互関係は両者のあいだの数多くの関係の一つに過ぎない。今後、徭役制度、行政制度及び官僚制度を研究するために、他の方面における両者の関係、例えば、日常行政、税糧管理などについては、さらに説明する必要があると思われる。

① 前章注⑩に同じ。

② 宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色」、『史林』、三六卷二号、

一九五三年七月（『アジア史研究』、第四、「京都、東洋史研究會、一

九六七年」）及び『宮崎市定全集』、一〇卷「宋」、「東京、岩波書店、

一九九二年」）。

③ 陸容『菽園雜記』、卷五。

「後官武庫、嘗以為有害於意、欲奏請改折俸名色、俸多而皂隸銀

數不足者、乃以鈔緡補數、庶幾名正言順。屬草時、以此事屬兵部、折俸屬戶部、事體窒礙、不果行。」

④ 『(康熙)大清會典』、卷三六、戶部二〇、鹽祿、官員俸祿。

「順治元年題准、漢文武官員俸給柴直銀兩、總歸戶部頒發。」

⑤ 『(康熙)大清會典』、卷三六、戶部二〇、鹽祿、官員俸祿。

「順治十三年題准、官員俸銀、滿漢一例照品支給。其漢官柴薪等銀俱裁。」

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程

A Study of The *Chaixinyin* 柴薪銀 in the Ming Dynasty :
with a Brief Discussion about the Relationship between
the Corvée System and Bureaucrats' Salaries

by

WU Yue

In China, the corvée system 徭役制度 of the Ming-Qing period not only provided financial support for the central and local governments but also exerted great influence on the existing administrative and bureaucratic systems. Despite its importance, research on the relationship between the corvée system, the administrative system, and bureaucracy is far from sufficient. This article addresses the question of how the corvée system influenced the administrative system and the bureaucracy. From the Ming to early Qing, the *chaixinyin* was a payment made by yamen runners 皂隸 in order to gain exemption from corvée duties. As we know, from the early to middle Ming, neither central nor local bureaucrats earned enough from their salaries to live on. In order to make up for this inadequacy, the *chaixinyin* appeared in the early fifteenth century, and was then gradually incorporated into the bureaucratic salary system. This change solved the bureaucrats' financial problems to a certain extent. At the same time, the Ming government also improved related management methods, so as to make the *chaixinyin* an indispensable item in national revenue. This trend began as a spontaneous action practiced by bureaucrats, and was later recognized by the government.

This paper analyzes the relationship between the corvée system and bureaucrats' salaries, while also discussing how relevant administrative measures were adopted.